



安中市 令和4年度第7回定例記者発表

景観計画・景観条例に基づく届出制度の開始について

市は、妙義山を望む豊かな自然や、交通のまちとしての歴史・文化等によって育まれた特色ある景観を守り、育てていくことを目的として、令和3年度末に景観計画の策定と景観条例の制定を行いました。

10月1日から景観条例が施行となり、景観計画に基づく届出制度がスタートします。

これに伴い、一定規模を超える建築等に届出が必要になります。特に、沿道地区として位置づけされた場所や都市計画区域外においては、新築や増改築の際、全ての建築物が届出の対象となります。

また、市内全域において、住宅の屋根及び敷地に設置する10kW未満の太陽光発電設備を除く、全ての太陽光発電設備が届出の対象となります。

なお、届出が必要ない規模での建築等についても、景観計画に基づき、周辺環境への配慮をお願いして参ります。

問い合わせ先

- ・建設部都市整備課
- ・担当：計画係
- ・電話：027-382-1111
- ・内線：1212